

■大学院 法務研究科（専門職大学院）

教育研究上の目的
専門職大学院学則 第1条（目的） この学則は、愛知大学学則第6条第2項の規定にもとづき、愛知大学大学院(以下「本大学院」という。)に設置する専門職大学院について、必要な事項を定める。 第2条 本大学院の専門職大学院は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
法科大学院では、次の3つの資質を備えた法曹養成を目指します。 (1) 専門的な法的知識の修得 (2) 法的思考力、法的分析力、法的表現能力、法的交渉能力などの養成 (3) 豊かな人間性と鋭い人権感覚の涵養 所定の年限を在学し、本法科大学院が教育の理念及び目的に基づいて設定した所定のカリキュラムに沿った教育を受け、必要修得単位を含む所定の単位を修得することを、学位授与の要件とします。
教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）
法科大学院では、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきものとされています。本法科大学院では、そのために必要な授業科目を開設し、体系的にカリキュラムを編成しています。 (1) 教育課程の構成 法曹養成のためのカリキュラムは、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4つの科目群に分かれています。 法律基本科目は、コモンベシックとなる科目群です。実務基礎科目は、法律家としての実務上の技能、実務知識、職業倫理などを修得させるための科目群です。理論教育を踏まえた学習が適当であるため、主に高学年次に配置しています。基礎法学・隣接科目は、幅広い視野と知識を身につけさせるための科目群です。展開・先端科目は、新しい法分野、あるいは実務の中から生成されている法分野などを修得するための科目群です。 (2) 教育課程の特徴 初学者（純粋未修者）にも経験者にも配慮したカリキュラム構成です。法律基本科目には十分な時間をとり、必要なことは繰り返し学習します。基本を重視し、基礎的素養と考える力を養うとともに、演習等で応用力を身につけます。実務基礎科目では、「臨床実務Ⅰ・Ⅱ」「ローヤリング」「法文書作成」「民事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ」「刑事訴訟実務基礎Ⅰ・Ⅱ」等、多彩な実務基礎科目で実務に対する関心を高め、実務家としての基礎的能力も身につけます。展開・先端科目では、その分野の研究者教員に加えて、当該法分野の実務に精通している実務家教員が教育に携わります。この展開・先端科目には多くの充実した科目を配置することによって、学生の多様な希望進路に応じるようにしてあります。 授業内容・スケジュール及び成績の評価方法はシラバスに明記され、厳格に適用されています。ガイドラインに基づく成績評価により、厳正な進級判定及び修了判定が行われています。
入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
法科大学院では、入学者の受入れについて、司法制度改革の主旨から「公平性、開放性、多様性」に加えて、本学独自の理念、法曹像を勘案して、次のアドミッション・ポリシーでのぞみます。 (1) 建学の精神である、地域社会に貢献するローヤー（地域社会に貢献するホーム・ローヤー、地域社会に貢献するビジネス・ローヤー）を目指す学生を受け入れること。 (2) 多様な知識または経験を有する者を積極的に入学させること。 (3) 入学者の適性をはかるために、多様な観点から公平かつ客観的に評価すること。 (4) 法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力などの資質を備えていること。 (5) 将来、法曹としての豊かな人間性や感受性を備えていること。 また、法学部以外の学部出身者や社会人なども入学者の3割以上として、多様な人材の確保に努めます。